

介護老人保健施設エスペランスわけ短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人紀典会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設エスペランスわけ（以下、「施設」という。）が行う介護老人保健施設の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の職員が要介護利用者に対し適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすると共に、在宅療養を支援することを目指すものとする。
- 2 従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 従業者は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 施設が得た入所者の個人情報については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設の「個人情報の利用目的」に掲げた以外の使用は原則行わないものとし、情報提供については必要に応じて入所者またはその家族又は家族の了解を得ることとする。
- 6 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：老人保健施設エスペランスわけ
- (2) 所在地：岡山県和気郡和気町和気265

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は54人であり、その定員の範囲の中で短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を運営するものとする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1 人	総括管理者として指導を行う（医師兼任）
医師	2 人以上	日常的な医学的対応を行う（内 1 人は施設長兼任）
看護職員	5 人以上	入所者の衛生管理等の看護業務を行う
介護職員	1 3 人以上	日常生活全般にわたる介護業務を行う
理学療法士等	2 人以上	リハビリテーション実施計画の作成および指導を行う
支援相談員	1 人以上	利用者の相談に応じ、助言その他の援助を行う（常勤）
管理栄養士	1 人以上	栄養管理、栄養ケアマネジメント等の管理を行う（常勤）
介護支援専門員	1 人以上	施設サービス計画を作成し管理する
薬剤師	1 人	薬剤管理、服薬の指導を行う
調理員	5 人以上	管理栄養士の管理の下、調理を担当する
事務員	1 人以上	施設の事務全般を行う

（サービスの内容）

第 6 条 施設は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が作成した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、施設ケアマネジャーが作成する短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）に沿って、多職種の協議のうえ、次の各号に掲げるサービスを適切に提供するものとする。

- 一 医師の適切な診療や医学的判断に基づく指導。
- 二 理学療法、作業療法及び言語療法による必要なリハビリテーション。
- 三 医学的管理の下における看護、介護。
- 四 管理栄養士による食事の提供や栄養ケアマネジメント。
- 五 相談及び援助。
- 六 短期入所サービス利用時及び退所時の送迎サービス
- 七 その他レクリエーション、家族との交流の場の提供等。

2 施設は、サービスの開始に先立ち、利用者又はその家族に対して、サービス提供に関する重要事項を記した文書を交付説明し、入所者等の同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 7 条 当事業のサービスを実施する「通常の送迎の実施地域の範囲」は次の通りとし、その範囲内においては送迎を実施することとする。 和気町、備前市、赤磐市、岡山市東区瀬戸町

（利用料その他の費用）

第 8 条 施設の利用料は厚生労働大臣が定める基準（介護報酬）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、居住費、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、教養娯楽・日用品費、おやつ費、その他の費用等利用料、その他の実費については、[別添資料]に記載の料金を徴収する。
- 3 費用の支払いを受ける場合には、事前に文書で説明し、同意の署名を受けるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者は次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- 一 外出・外泊の際は所定の手続きを取り、予定日時等を届け出ること。
- 二 面会時は面会記録用紙に氏名を記入すること。
- 三 施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- 四 他者への迷惑行為、故意の器物破損を禁止する。
- 五 指定場所以外での火気使用及び喫煙を禁止する。

(身体の拘束等)

第10条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待の防止等)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待防止のため、以下に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修を実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当施設は、サービス提供中に当施設従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第12条 利用者の使用する施設、設備、飲用水の衛生管理を徹底し、医薬品・医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずる。
 - (2) 感染症・食中毒予防検討委員会を定期的開催し従業者に周知徹底する。
 - (3) 国が定める対処手順に沿った対応を行う。
 - (4) 従業者に対し、感染症・食中毒防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。

4 事業者は非常災害に備え、具体的計画を立て、年に二回以上の訓練を行う。

(事業継続計画の策定等)

第14条 感染症や災害時の発生においてもサービスを継続に実施するとともに、「業務継続計画」を策定し、業務継続計画に必要な措置を講じる。

2 従業員に対し、業務継続計画の周知、研修、訓練を定期的に実施する

3 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行う。

(苦情処理)

第15条 施設は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口及びご意見箱を設置し、担当者を置く。

2 市町村等の調査に協力し、指導助言に従って速やかに改善を行う。

(事故発生時の対応)

第16条 事故発生防止指針を定め、体制を整備する。

(1) 事故発生時は、利用者に対し必要な措置を講じる。

(2) 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行う。

(3) 事故原因を解明し、再発防止策を講じるとともに定期的な研修を実施する。

(4) 安全対策担当者を置き、再発防止に努める。

(褥瘡対策)

第17条 褥瘡が発生しないよう適切な介護に努め、対策指針を定め体制を整備する。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、法令、諸規則、個人情報保護法を遵守し、指示に従い業務に専念する。

(職員の質の確保)

第19条 職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人紀典会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は年1回以上(夜勤従事者は年2回)の健康診断を受診するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 2 2 条 在職中及び退職後において、業務上知り得た個人情報を漏らすことがないように、職員に対し適時教育を行う。

(その他)

第 2 3 条 定員の遵守、ハラスメント防止措置の明確化、および運営規程等の玄関ホールへの掲示を行う。

(附則)

この運営規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する

この運営規程は平成 17 年 10 月 1 日に改正し同日より施行する。

この運営規程は平成 18 年 1 月 1 日に改正し同日より施行する。

この運営規程は平成 18 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。

この運営規程は平成 19 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。

この運営規程は平成 20 年 7 月 1 日に改正し同日より施行する。(職員数の改正)

この運営規程は平成 22 年 12 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は平成 23 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(理学療法士の配置)

この運営規程は平成 23 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(理学療法士の配置)

この運営規程は平成 23 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は平成 26 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は平成 27 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は平成 29 年 7 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は令和 1 年 10 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は令和 2 年 1 月 30 日に改正し同日より施行する。(従業者の員数内容の変更)

この運営規程は令和 3 年 1 月 1 日に改正し同日より施行する。(その他の日常生活費の変更)

この運営規程は令和 3 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更等)

この運営規程は令和 3 年 8 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更等)

この運営規程は令和 5 年 10 月 1 日に改正し同日より施行する。

(身体拘束・虐待及び事業継続計画・ハラスメント事項等の追加)

この運営規程は令和 6 年 8 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料その他の費用の変更)

この運営規程は令和 8 年 2 月 1 日に改正し同日より施行する。

この運営規程は令和 8 年 8 月 1 日に改正し同日より施行する。

【別紙】

（利用料その他の費用の額）

居住費（滞在費）及び食費（1日あたり）	居住費（多床室）	居住費（個室）	食費
利用者負担第1段階	0円	550円	300円
利用者負担第2段階	430円	550円	600円
利用者負担第3段階①	430円	1,370円	1,030円
利用者負担第3段階②	430円	1,470円	1,360円
利用者負担第4段階	437円	1,728円	1,800円

- 特別な療養室の室料：1日あたり1,100円（税込）
- 理美容代：利用者が業者に支払うこととする。
- 日常生活費：各品目について重要事項説明書に記載する料金により支払いを受ける。
（同意を得た利用者）
- 家電製品使用料（電気使用料）：利用者が家電製品を準備され使用した場合には、重要事項説明書に記載する料金により支払いを受ける。
- 教養娯楽費：クラブ活動費など個人ごとに設定された費用を重要事項で同意を得た額。
- 健康管理費：インフルエンザ予防接種に係る費用。
- 死後処置料金：死亡後の処置料として11,000円（税込）
- 死亡診断書料：死亡診断書の作成料として4,400円（税込）
- 文書料：医師の診断書及び証明書等の作成料として3,300円（税込）
- 銀行口座振替手数料：支払いに係る銀行口座自動振替事務手数料として重要事項説明書に記載する額。

上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。